

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 定年者の未払退職金

Q : 今期定年に達した従業員の1人が、定年後も引き続き勤務することになりました。退職金は、その従業員が実際に退職する時に支給します。

ところで、退職給与規程では定年時で退職金の支給額は頭打ちになり、定年時以後の勤務期間は一切考慮されないことになっています。この場合には、今期に退職金相当額を未払金として損金に計上できるでしょうか。

A : 損金に計上することは認められません。

【解説】

退職給与とは、退職事実に基因して一時に支給されるものをいいますから、役員、使用人が在籍している間に支給されるものはこれに当たらないこととなります。

しかし、定年に達した後も引き続き勤務することになった場合で、その者について定年後の会社との身分関係が正規の社員と異なること、あるいは定年後の給料等が大幅に減少することになるなど実質的に退職があったと認められる事実があり、その後の退職給与の計算には既往の在職年数を加味しないこととされている時は、その支給した金額は退職給与として取り扱われます。

ただし、これは退職給与を現実に支給した場合に限られます。

ご質問の場合、退職金の額は確定していても、支払いが実際の退職時に行われるのであれば、定年に達した日の属する事業年度で損金に計上することは認められません。

